

1 事業名

所沢市客引き行為等の禁止に関する条例の制定

2 事業の概要

禁止地区内における客引き行為等を禁止することで、市民等が安心して通行することができる快適な環境を確保するとともに、健全な事業活動の発展に寄与することを目的として条例を定めるものである。

【主な規定の内容】

- (1) 客引き行為等として客引き行為、客待ち行為、勧誘行為及び勧誘待ち行為を規制の対象とする。
- (2) 客引き行為等及び当該客引き行為等を用いた営業を禁止する地区を指定し、禁止地区内の客引き行為を禁止する。
- (3) 条例事項を遵守させるため、指導、勧告、命令及び公表並びに罰則として過料5万円を規定する。

3 他自治体の類似する政策等

県内では、熊谷市及び草加市において防犯のまちづくり等に関する条例に客引き行為等について規定しているほか、東京都立川市、東京都新宿区、東京都豊島区、千葉県柏市等において同様の条例を制定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

・パブリックコメント手続の実施

実施期間 令和元年11月6日～19日

意見提出者 16名

意見数 16件

5 関係法令、基本計画との整合性

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、埼玉県迷惑行為防止条例

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

なし